## 理 由

我が国における牛海綿状脳症の発生にかんがみ、 そのまり ん延を防止するための措置の実施 の基礎とするとと

もに、 着による牛の個体識別のための情報の管理、 牛肉に係る牛の個体の識別のための情報の提供を促進するため、 牛個体識別台帳に記録されている牛から得られた牛肉の販売業 牛個体識別台帳の作成及び耳標の装

者等による牛の個体識別番号の表示等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。